

議 事 録

農 業 委 員 会 総 会

(平成 30 年 10 月 3 日)

吉野ヶ里町農業委員会

1. 日時 平成 30 年 10 月 3 日 (水) 午前 9 時 00 分

2. 場所 吉野ヶ里町役場東脊振庁舎 大会議室

3. 出席者の状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の有無	議席 番号	氏 名	出欠等 の有無
会長	池 田 純	出	松隈	築 地 孝 彦	出
副会長	米 倉 薫	出	石動	大 坪 敏 博	出
2	江 口 啓 子	出	三津	中 村 康 行	出
3	高 尾 洋 子	出	大曲	柿 本 利 憲	出
5	大 澤 泰 久	出	吉田	北 島 知 典	欠
6	橋 本 修 二	出	田手	山 崎 茂 人	出
7	古 川 義 國	出	豆田	大 隈 茂 次	出
8	木 下 大 学	出	箱川	岩 橋 孝 行	欠
9	材 木 清 豊	出			
10	中 島 弘 美	出			
11	原 武 学	出			

4. 本会議の書記は次のとおりである。

事務局	[局 長] 徳安 信之	係長 梅野 和子 係員 田中 貴章
-----	-------------	----------------------

5. 議事録署名委員の指名 2 番 江口 啓子 委員 3 番 高尾 洋子 委員

6. 議 事

第 1 号議案	農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件	1 件
第 2 号議案	農地法第 4 条の規定に基づく許可申請案件	2 件
第 3 号議案	農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件	5 件
第 4 号議案	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく平成 30 年度 第 7 号農用地利用集積計画(案)の決定案件	14 件

〔開会 午前 9 時 00 分〕

- **事務局長** 皆さんおはようございます。只今より平成 30 年 10 月の吉野ヶ里町農業委員会総会を開催致します。それでは、会長の挨拶をお願いします。
- **会長** 皆さんおはようございます。農繁期の大変お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。短時間で終われるよう、よろしくお願いします。
- **事務局長** それでは本日の出席委員ですが、11 名中 11 名ですので定足数に達しております。総会は成立致します。推進委員は 6 名出席です。それでは、吉野ヶ里町農業委員会会議規則の第 6 条に基づき、議長は会長が努めることとなっておりますので、以降の議事進行は池田会長にお願い致します。

(会長、これより議長に変わる。)

- **議長** それでは、総会の次第によりまして、2 番の議事録署名委員の指名を行います。

2 番 江口 啓子 委員、3 番 高尾 洋子 委員、議事録署名をお願い致します。

- **議長** 3 番の議事に入ります。

第 1 号議案	農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件	1 件
第 2 号議案	農地法第 4 条の規定に基づく許可申請案件	2 件
第 3 号議案	農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件	5 件
第 4 号議案	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく平成 30 年度 第 7 号農用地利用集積計画(案)の決定案件	14 件

以上を議題と致します。それでは早速、第 1 号議案に入ります。農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 3-1 について説明を求めます。

- **事務局長** 1 ページをごらんください。

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件について説明します。

整理番号 3-1 を朗読。

所有権移転に関する農地法第 3 条第 2 項各号の判断につきましては、2 ページの調査書のとおりで、2 項は該当しない。第 2 項 7 号の地域調和を朗読。よって条件を満たしています。

申請地につきましては、3 ページに字図の写し、4 ページに位置図を添付しております。

地区は〇〇地区です。説明は以上です。

- **議長** はい、事務局の説明が終わりました。ご質疑はありませんか。特にご質疑等も

ないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。

- **議長** 続きまして、第 2 号議案 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請案件整理番号 4-1 について説明を求めます。

- **事務局長** 5 ページをごらんください。

第 2 号議案 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 4-1 について説明します。

整理番号 4-1 を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域外。農地の区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。転用目的の倉庫（農産物貯蔵用及び販売所）の候補地選定の結果、周辺の他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。

申請地につきましては、6 ページに位置図、7 ページに字図の写し、8 ページに土地利用等の計画図、9 ページに建物の平面図及び立面図、10 ページに始末書、11 ページに現況写真を添付しております。

地区は〇〇地区です。説明は以上です。

- **議長** はい、事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員お願いします。
- **〇〇番（〇〇委員）** 地区にも私にも説明は受けております。問題ないと思います。
- **議長** 地元委員は問題ないということですが、質問等はありませんか。
- **議長** ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。

- **議長** 続きまして、整理番号 4-2 について説明を求めます。

- **事務局長** 12 ページをお願いします。第 2 号議案 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 4-2 を朗読。

申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域内で、国営筑後川土地改良事業区域外となっています。農地の区分は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから、第 1 種農地と判断されます。転用目的の宅地拡張の候補地選定

の結果、既存の敷地拡張であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。

申請地の位置等につきましては、13 ページに位置図、14 ページに字図の写し、15 ページに土地利用計画図、16 ページに顛末書、17 ページに現況写真を添付しております。

説明は以上です。

- **議長** はい、事務局の説明が終わりました。地元委員の〇〇委員お願いします。
- **〇〇番（〇〇委員）** 土地家屋調査士がお見えになり説明を聞きましたが、特に問題ないと思います。
- **議長** 地元委員の話が終わりました。他に質疑のある方はお願い致します。
- **議長** ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。

- **議長** 続きまして、第3号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件整理番号5-1について説明を求めます。
- **事務局長** 18 ページをお願いします。第2号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 5-1 を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域外となっています。農地の区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。転用目的の貸駐車場の候補地選定の結果、周辺の他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。申請地の位置等につきましては、19 ページに位置図、20 ページに字図の写し、21 ページに土地利用計画図、22 ページに計画断面図を添付しております。説明は以上です。
- **議長** はい、事務局の説明が終わりました。地元委員の〇〇委員お願いします。
- **〇〇番（〇〇委員）** 周囲も宅地化されており、問題ないと思います。
- **議長** 地元〇〇委員の話が終わりました。他に質疑のある方はお願い致します。
- **議長** ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。

- **議長** 続きまして、整理番号 5-2 について説明を求めます。
- **事務局長** 23 ページをお願いします。第 2 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 5-2 を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域外、国営筑後川土地改良事業区域外となっています。農地の区分は、町役場等から概ね 500m 以内の農地であるため、第 2 種農地と判断されます。転用目的の建売分譲住宅の候補地選定の結果、他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。
- 申請地の位置等につきましては、24 ページに位置図、25 ページに字図の写し、26 ページに土地利用計画図、27・28・30 ページに建物の平面図、29・31 ページに建物の立面図を添付しております。説明は以上です。
- **議長** はい、事務局の説明が終わりました。地元委員の〇〇委員をお願いします。
- **〇〇番（〇〇委員）** 宅地に囲まれた農地であり、特に問題ないと思います。
- **議長** 地元委員は問題ないということですが、他に質疑のある方はお願い致します。
- **議長** ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。
- **議長** 続きまして、整理番号 5-3 について説明を求めます。
- **事務局長** 32 ページをお願いします。第 2 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 5-3 を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域外、国営筑後川土地改良事業区域外となっています。農地の区分は、町役場等から概ね 500m 以内の農地であるため、第 2 種農地と判断されます。転用目的の一般住宅の候補地選定の結果、他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。
- 申請地の位置等につきましては、33 ページに位置図、34 ページに字図の写し、35 ページに土地利用計画図、36 ページに建物の立面図、37 ページに建物の平面図を添付しております。説明は以上です。
- **議長** はい、事務局の説明が終わりました。地元委員の〇〇委員をお願いします。

- ○○番（○○委員） 宅地に囲まれた農地であり、特に問題ないと思います。
- 議長 地元委員は問題ないと言うことですが、他に質疑のある方はお願い致します。
- 議長 ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。

○ 議長 続きまして、整理番号 5-4 について説明を求めます。

- 事務局長 38 ページをお願いします。第 2 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 5-4 を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域外、国営筑後川土地改良事業区域外となっています。農地の区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。転用目的の一般住宅の候補地選定の結果、他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。

申請地の位置等につきましては、39 ページに位置図、40 ページに字図の写し、41 ページに土地利用計画図、42 ページに断面図、43 ページに建物の平面図、44 ページに建物の立面図、45 ページにカーポートの図面を添付しております。説明は以上です。

- 議長 はい、事務局の説明が終わりました。これも地元委員の○○委員お願いします。

- ○○番（○○委員） 住宅地に点在する農地であり、特に問題ないと思います。
- 議長 地元委員は問題ないと言うことですが、他に質疑のある方はお願い致します。
- 議長 ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。

○ 議長 続きまして、整理番号 5-5 について説明を求めます。

- 事務局長 46 ページをお願いします。第 2 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 5-5 を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域外、国営筑後川土地改良事業区域外となっています。農地の区分は、第 3 種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農

地の区域であり、第2種農地と判断されます。転用目的の一般住宅の候補地選定の結果、他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。申請地の位置等につきましては、47 ページに位置図、48 ページに字図の写し、49 ページに土地利用計画図、50 ページに建物の平面図、51 ページに建物の立面図、52 ページにカーポートの図面、53 ページに計画断面図を添付しております。説明は以上です。

- 議長 はい、事務局の説明が終わりました。これも地元委員の〇〇委員お願いします。
- 〇〇番（〇〇委員） 住宅地に点在する農地であり、特に問題ないと思います。
- 議長 地元委員は問題ないということですが、他に質疑のある方はお願い致します。
- 議長 ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。

- 議長 続きまして、第4号議案 農用地利用集積計画集計表 利用権設定関係の説明をお願いします。
- 事務局長 54 ページをごらんください。

第4号議案 農用地利用集積計画集計表（利用権設定関係）について説明します。案件としましては、新規が1件、再設定が13件、うち期間借地2件の計14件で、田が27筆74,732㎡となっております。

次に55 ページをお願いします。農用地利用集積事業実施状況は、利用権設定の前回までの累計面積4,401,448.20㎡、今回解約面積69,231㎡、今回計画といたしまして74,732㎡、現在の合計4,406,949.20㎡となっております。農用地利用集積計画については以上です。

- 議長 事務局の説明が終わりました。利用権設定関係で、質疑のある方はお願いします。ございませんか。特にご質疑もないようでございます。この案件に対して賛成の方、挙手をお願いします。はい、全員挙手です。申請どおり認めていきたいと思えます。

- 事務局長 それでは、以上で、本日予定しておりました議題は、すべて終了致しました。これをもって、本日の総会は終わります。

閉会 午前 10 時 30 分